

有限会社 エス・アイ・ティ

高齢者虐待防止のための指針

令和6年3月

対象施設				
①	施設名	介護のアリス		
	所在地	茨城県土浦市桜ヶ丘町14-34		
	TEL	029-824-4536	FAX	029-824-4387
	e-mail	kaigo@alice-sit.com		
②	施設名	デイサービス ガーデン		
	所在地	茨城県土浦市桜ヶ丘町14-38		
	TEL	029-897-3305	FAX	029-897-3306
	e-mail	garden@alice-sit.com		
③	施設名	アリスケアセンター		
	所在地	茨城県土浦市桜ヶ丘町14-38		
	TEL	029-897-3307	FAX	029-897-3306
	e-mail	alicecare@alice-sit.com		
④	施設名	サービス付き高齢者向け住宅 La Fleur d' Alice		
	所在地	茨城県土浦市桜ヶ丘町14-38		
	TEL	029-827-2125	FAX	029-893-2124
	e-mail	lfda@alice-sit.com		

高齢者虐待防止のための指針

1 基本的考え方

本法人では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意無しに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

当法人では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止検討委員会」を設置する。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

(2) 虐待防止検討委員会の構成委員

- ① 取締役（法人役員。委員長兼責任者）
- ② 各事業所の管理者
- ③ 看護職員

(3) 虐待防止検討委員会の開催

委員会は、年2回以上、委員長の招集により開催する。なお、虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) 虐待防止検討委員会の役割

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関する事
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関する事
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関する事
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関する事
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関する事

4 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ① 定期的な研修の実施（年2回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 虐待等発生時の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待発生時の相談報告体制

- ① 利用者・入居者及びその家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- ② 事業所内において虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ③ 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、* 関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ④ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努める。
- ⑤ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検

討委員会を開催し、該当事案の検証、再発防止策の作成を行う。

- ⑥ 必要に応じ、事実確認の概要及び再発防止策を*関係機関に報告する。

* 関係機関（土浦市における虐待の相談・通報窓口）

- ・ 養護者による虐待：高齢福祉課地域支援係（029-826-1111 内線2500）
- ・ 要介護施設等の従事者による虐待：高齢福祉課介護管理係（029-826-1111 内線2462）
- ・ 市南部担当：地域包括センターうらら（029-824-0332）
- ・ 市北部担当：地域包括センターかんだつ（029-869-7035）

7 成年後見制度の利用支援

利用者・入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9 当指針の閲覧

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページにて公開を行う。

10 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

<附則>

本指針は、令和6年3月1日より施行する。